

☆後援に関する注意事項等及び後援基準について☆

(注意事項等について)

- 後援依頼書は令和7年2月28日(金)までにご提出ください。
- 後援にあたって、トロフィーや賞状の準備はできませんのでご了承ください。
- 各施設の予約及び申請等は主催者でお願いいたします。
- 行事開催前後及び開催中の費用や事故損傷、トラブル等の責任は一切負いません。また、名義の使用により当実行委員会に損害が生じた場合には、それに対する損害賠償を請求する場合があります。
- 掲載する画像データについて、人物等の被写体に対する肖像権等は了承を得ているものとしますのでご注意ください。
- 依頼書の審査後、承諾書を送付いたします。後援基準により、後援できない場合がありますのでご注意ください。
- 承諾前の名義の使用はお断りいたします。また、後援依頼書に記載した範囲以外に、この名義を使用しないようにお願いします。
- 行事の中止、延期、内容を変更する場合は必ず書面にてお知らせください。

(後援基準について)

後援等は、以下(1)～(4)のすべてに該当する事業に限り承諾します。

- (1)行事の主旨・内容が明確であること。
- (2)開催の日程が明確であること。
- (3)広く一般市民を対象とした事業であって、原則として市内が開催地であること。
- (4)主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。

また、以下(1)～(6)のいずれかに該当するときは、後援等の承諾は行わないものとします。

- (1)公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの
- (2)特定の宗教もしくは政治団体を宣伝し、支持し、または反対する意図があると認められるもの
- (3)暴力団と関係があるものまたはそのおそれのあるもの
- (4)偏見、差別及びそれらに類する表現があるもの
- (5)著作権、その他の権利を侵害するもの
- (6)その他、後援等を行うことが不相当と認められるもの